

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議會議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

《回答》

関連計画等に基づき、それぞれの社会保障施策の充実をすすめます。

②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

《回答》

現在においては、行っておりません。

③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

《回答》

当町では、税等徴収事務を法に基づき適正に行うため、定期的に担当者会議を実施し、適切な徴収事務を図る努力をしており、滞納世帯に対し納税への理解を促し、実情に応

じ、分納制度を取り入れるなど徴収の工夫をしています。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

《回答》

職員に対して、防災計画に基づく初動マニュアルが整備されており、適正に配置されています。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

《回答》

関係機関との調整を図りながら、見直しを進めてまいります。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

《回答》

小中学校の耐震化改修工事は終了しています。地区防災会において、非常食等の備蓄の整備

を図っています。個人宅への耐震化診断の助成を行っております。

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

《回答》

学校や公共施設、地域の集会所等が避難所として指定されていますが、整備に努めたいと思います。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

《回答》

特別な介護が必要な高齢者等は病院や福祉施設が指定される予定ですが、関係機関との調整を図りながら整備に努めます。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

《回答》

東栄病院と連携し支援体制の強化を図ります。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください

《回答》

防災マップの見直しについては、進めていきたいと思います。

⑧防災教育を徹底してください。

《回答》

保小中学校については、定期的に避難訓練が実施されており、それが防災教育に努めています。

各地区においても、自主防災会を中心に毎年防災訓練を実施しています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

〔回答〕 今年度、来年度からの介護保険料を決定します。内容については今後の検討になりますが、負担段階については、国の基準を見て判断したいと思います

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

〔回答〕 災害等、やむを得ない場合は減免をうけられことがあります。その他はなし。
検討はしていきたい。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

〔回答〕 町独自の減免制度は財源的に厳しい面があり実施はありません。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

〔回答〕 「介護予防・日常生活支援総合事業」は、現在のところ実施する予定はありません。

地域支援事業については、多くの方が参加できるような内容を検討していきます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

〔回答〕 町内には、特別養護老人ホーム（80床）、グループホーム（定員27名）、病院施設内に老健施設（29床）が整備されています。基盤整備については施設とも相談しながら行って行きたいと思います。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

〔回答〕 町内は中学校が1校のみですので、町内全域をカバーする委託の包括支援センターが、設置されています。委託料については、センターと業務内容等を相談の上決定しています。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

〔回答〕 介護労働力の不足は深刻な社会問題であり、町内の事業所からも会議の席であがっている話題もあります。しかし、財政的な支援については行っていません。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

〔回答〕 各地域の民生委員が一人暮らし、高齢者世帯への安否確認を毎月行っています。買い物支援については、高齢者の暮らしを助けることが出来るよう、町商工会と共に、商店の有効な活用について定期的に検討しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

〔回答〕 町内で、定期バスの運行が無い隅々まで予約によるバス（9人乗り・5人乗り）の運行をしています。地域の状況を把握し、運行回数や時間を決定しています。 → 1回100円(片道)

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

〔回答〕 介護予防事業として「まめともクラブ」「脳活講座」を実施し、役場、包括、社協、などが町内各地区へ出向き高齢者の参加を呼び掛けています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

〔回答〕高齢者住宅の整備はありませんが、持家の高齢者が多いため、介護サービスの利用ができる人は段差の改修、手すりの取り付け等住宅改修のサービスを受けています。また、一般会計で住宅改修に補助を行う計画をしています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。

また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

〔回答〕介護予防教室では調理実習を実施しています。

ミニディーサービスは、午前から午後まで開催のため、参加者皆で食事会も行っています。今後についても利用者のニーズを考慮し、検討していきたい。

(3)障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

〔回答〕

医師の意見書による判断が必要となっています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

〔回答〕

送付していません。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

〔回答〕

県の要綱に基づいて実施しております。町単独となりますと財源的な厳しいものがあり、検討が必要となります。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

〔回答〕

滞納状況の調査が必要となります。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

〔回答〕

18歳までの拡大は、現在の財政上困難であります。23年4月から現物給付を実施しています。一部県外受診については、償還払いの対応をしています。

②妊娠婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

〔回答〕

産前14回を無料化しております。出産準備金として、5万円の助成制度を設けております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

《回答》

財政上、困難と思われます。申請窓口は教育委員会でも行っております。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

《回答》

財政上、困難と思われます。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

《回答》

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える基本制度であり、本来、国において権限・財源・責任を一元的に担うことを基本とすべきである。

東栄町国民健康保険の実態は、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度と平成22年度を比較すると、加入世帯数及び被保険者数で9%減少、保険料収入は6.2%減少している。その反面、医療費支出は10%も伸びているが、調整交付金は58.6%もの減少である。

当然収支は赤字となり、基金の取り崩しにより、かろうじて決算を行うような状況である。このような厳しい財政状況が継続する限り当町のような極小保険者が存続していく途は、保険料の増額により賄うほかはない。

しかし、高齢化の進展と被保険者の低所得化など構造的な課題には歯止めはかからず、むやみに保険料を上げることはできない。

このような状況で国民健康保険事業を運営していかざるを得ないので、近い将来限度が来ることは目に見えている。

以上が東栄町国保事業の運営実態であり、国民健康保険制度の都道府県単位化について、反対の立場をとることは困難といえる。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

ウ.前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

東栄町国保の保険料一人当たり調定額は、県下17町村中最低額である。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

イ.滞納者に対し給付の制限をしないでください。

ウ.保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

エ.保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

《回答》

資格証の発行、又、保険証の留め置きや、滞納者への給付制限などは行っていない。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施し

てください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

5. 障がい者(児)施策の充実について

- ★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。
- ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。
 - イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。
 - ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。
 - エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

《回答》

自立支援法に基づいて実施しています。独自の施策は財政上の事情で困難と思われます。

- ②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

《回答》

地域生活支援事業については、地域の実情を考慮し、柔軟な対応に努めます。

- ③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

《回答》

実情に即した計画づくりに努めます。基盤整備については、財政上の問題はありますが、検討していきたいと思います。

- ④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

《回答》

現在のところ設置の予定はありません。

- ⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

《回答》

「現在」のところ制定の予定はありません。

6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

《回答》

特定健診の集団検診、歯周疾患健診では、自己負担金は無料となっています。がん検診は、自己負担金を徴収していますが、このことについては、財政負担の軽減を図るために一部負担をしていただいております。

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》

20歳以上の町民について、年1回無料で住民健診を実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

≪回答≫

無料で実施しています。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

≪回答≫

今後も財政状況や他町村の状況を踏まえた上で、検討していきたいと思っています。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

≪回答≫

生活保護法に基づいて、適正な対応に努めます。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

≪回答≫

現在は自家用車の所有については、法に基づく、対応がなされており一遍通りに認めないということはありません。

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

≪回答≫

県福祉事務所では担当地域の専任職員が配置されており、町担当職員と連絡調整しながら適正な事務対応に努めています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統

廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。

以上